

稲城市ファミリー農園規約

令和8年4月1日

(目的)

- 1 稲城市ファミリー農園（以下「農園」という。）は、余暇活動の一環として農に親しむ機会を市民に提供するとともに、多面的機能を有する農地の保全を図る目的で設置しています。

(利用者)

- 2 市内に住所を有する者とします。

(利用申込方法)

- 3 利用申込みの手続きは市広報紙等に掲載します。

(決定方法及び通知)

- 4 申込者多数の場合は、抽選により利用者を決定し、結果は文書またはメールにより通知します。

(利用面積)

- 5 利用面積は1区画あたり概ね10㎡又は15㎡以内とし、利用できる区画は1世帯につき1区画までとします。

(利用期間)

- 6 利用期間は、令和8年4月1日から令和10年2月29日までとします。

ただし、期間途中から利用開始の場合は、利用承認月から令和10年2月29日までとします。

(利用の中止)

- 7 農園は、土地所有者から市が借り受け運営しているため、土地所有者の都合により上記第6の期間内であっても農園を返還する必要があります。この場合、市は利用中止の約1ヵ月前までに利用者へ連絡するものとします。

(返還方法)

- 8 利用者は、利用期間の満了または満了前の返還等いずれの場合においても、終了日までに栽培している野菜類を撤去の上区画内を耕すなど、次の利用者が直ちに利用できる状態にして返還してください。

(栽培品目)

- 9 農園内で栽培できる作物は、単年性植物(野菜類)とし、樹木等の栽培は禁止とします。

(利用料金)

- 10 利用料金は、1㎡あたり年間408円とします。なお、利用者の責により利用を中止する場合には料金は返還いたしません。また、利用料金の支払い方法は、市が送付する納入通知書または指定する決済フォームにより期限までにお支払いください。

(その他利用者の守るべきルール)

- 11 農園の利用に際しては、次に掲げるルールを守ってください。

- ① 農園内で発生した雑草や生ごみ等は必ず持ち帰り、放置しないでください。また、石等持ち込まないでください。
- ② 早朝から大声で話すなど近隣住民の迷惑になる行為を行わないでください。

稲城市ファミリー農園規約

- ③ 利用承認された区画内で耕作してください。また、隣接区画が日陰とならないよう配慮した作付けをしてください。
- ④ 雑草の放置は病虫害発生の原因となるため、除草作業をこまめに行ってください。また、隣接する共用部分についても除草に努めてください。
- ⑤ 市外へ転出する場合や農園の利用が困難になった場合は、速やかに経済課農政係まで連絡し、農園を返還してください。
- ⑥ 車での来園は行わないでください。
- ⑦ 農園を出る際は、周辺道路を汚さないよう、靴等に付着した土を十分に落としてください。
- ⑧ 農業資材（支柱等）及び農機具は必ず持ち帰り、農園内に放置しないでください。
- ⑨ 野焼きを行わないでください。
- ⑩ ビニールハウス等の構築物を設置しないでください。
- ⑪ 農園内での飲酒および喫煙はやめてください。
- ⑫ 他の利用者の迷惑につながる行為はやめてください。

(利用資格の喪失)

12 次の項目のいずれかに該当した場合は利用資格を喪失します。

- ① 市外へ転出した場合
- ② 利用者から利用中止の申し出があった場合
- ③ 野菜類の栽培以外の目的で利用した場合
- ④ 利用区画を適切に管理せず、著しく雑草を繁茂させたまま放置した場合
- ⑤ 区画を第三者に又貸しを行なった場合
- ⑥ 第 11 に記載のあるルールを守らない場合、その他近隣住民や他の利用者に迷惑を及ぼす行為を行った場合

(事故・被害等)

13 市は農園内で発生した利用者の事故および農作物の被害(天災・病害・盗難等)については、一切の責任を負いません。

(終了後の農作物)

14 市は利用者が利用資格を喪失し、または利用期間が終了した場合(中止した場合を含む)において、区画内に残存している農作物についての一切の権利を認めません。

(その他)

- 15 農園を利用するにあたっては、市の指示に従ってください。
- 16 市は、本規約を順守していないと判断した利用者については、次回のファミリー農園の申込をお断りする場合があります。
- 17 農園には、水道、トイレおよび駐車場の設備はありません。